

レジデンストラック


「技能実習生と特定技能外国人が来日する際の注意点」

2020/09/06 作成

2020/09/17 改訂

2020/10/01 改訂

2020/11/01 改訂

- 
- ・ 10月30日時点での確定公表情報です。変更となる場合もございますので、最新情報は各自ご確認くださいようお願い申し上げます。
 - ・ 情報の確認には細心の注意を払っておりますが、誤記等も含めて、一切の責任は負えませんので、悪しからずご了承くださいませ。

全世界と出入国の制限が実施

- ▶ 日本からの入国を制限している国・地域 . . . 86
- ▶ 日本から入国後に行動制限している国・地域 . . . 104
- ▶ 日本が**上陸を拒否している国・地域** . . . **152**

その他の国も、査証(VISA)の停止、航空機の運航制限等で、ほぼすべての国との間の出入国が制限されています。

- ▶ **新型コロナウイルス感染症に関する水際対策の強化に係る措置について**
https://www.mofa.go.jp/mofaj/ca/fna/page4_005130.html

国際的な人の往来再開に向けた 段階的措置について

□ https://www.mofa.go.jp/mofaj/ca/cp/page22_003380.html

- ▶ 一般の国際的な往来とは別に、**ビジネス上必要な人材等**の出入国について**例外的な枠を設置**し、現行の水際措置を維持した上で、**追加的な防疫措置**を条件とする仕組みを**試行すること**としました。

防疫措置

- **入国前の検査証明** ※ ※上陸拒否対象国の場合
- **空港での新型コロナウイルス感染症の検査** ※
- **14日間の公共交通機関不使用**
- **14日間の自宅等待機**
- **入国後14日間の位置情報の保存等**

2つのスキーム

- ▶ レジデンストラック
 - ▶ **入国後14日間の自宅待機**は維持しつつ、双方向の往来を再開するスキーム
- ▶ ビジネストラック
 - ▶ 入国後14日間の**自宅待機期間中も**行動範囲を限定した形での**ビジネス活動**を可能とするスキーム

レジデンストラック 対象国

タイ	7月29日（開始済み）
ベトナム	7月29日（開始済み）
マレーシア	9月8日（開始済み）
カンボジア	9月8日（開始済み）
ラオス	9月8日（開始済み）
ミャンマー	9月8日（開始済み）
台湾	9月8日（開始済み）
シンガポール	9月30日（開始済み）
ブルネイ	10月8日（開始済み）
韓国	10月8日（開始済み）

注 ミャンマーとマレーシアは上陸拒否対象国

注意事項！！！！①

- ▶ **相手国によって、微妙にその要件、手続き等が異なります。**

相手国の「日本大使館」と在日本の相手国の大使館のホームページを必ず確認して下さい!!!

感染症危険情報レベル3 (マレーシア、ミャンマー)

[HTTPS://WWW.MOFA.GO.JP/MOFAJ/CA/CP/PAGE25_002003.HTML](https://www.mofa.go.jp/mofaj/ca/cp/page25_002003.html)

感染症危険情報レベル2 (カンボジア、ラオス、ベトナム、中国・・・)

[HTTPS://WWW.MOFA.GO.JP/MOFAJ/CA/CP/PAGE25_002004.HTML](https://www.mofa.go.jp/mofaj/ca/cp/page25_002004.html)

注意事項！！！！ ① 補足

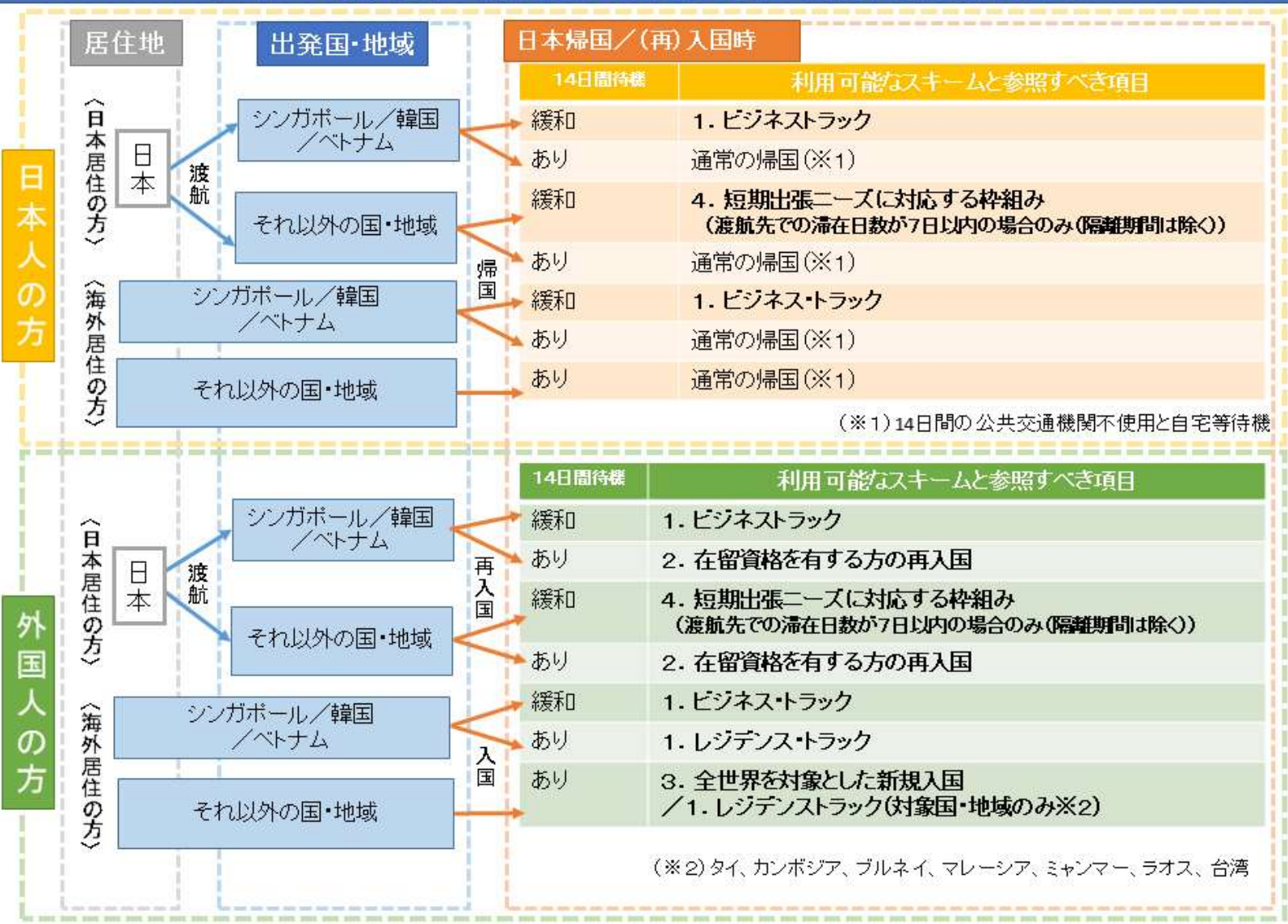
「感染症危険情報」とは？

- 危険度の高い感染症に関し、渡航・滞在にあたって特に注意が必要と考えられる国・地域について発出される海外安全情報です。

レベル1 • 十分注意 してください。	•特定の感染症に対し、WHOの緊急委員会が開催され、渡航に危険が伴うと認められる場合等。
レベル2 • 不要不急の渡航 は止めてください。	•特定の感染症に対し、WHOの緊急委員会が開催され、「国際的に懸念される公衆の保健上の緊急事態（PHEIC）」としてWHO事務局長が認定する場合等。
レベル3 •渡航は止めてください。 (渡航中止勧告)	•特定の感染症に対し、緊急委員会において、「国際的に懸念される公衆の保健上の緊急事態（PHEIC）」が発出され、WHOが感染拡大防止のために貿易・渡航制限を認める場合等。
レベル4 •退避してください。 •渡航は止めてください。 (退避勧告)	•特定の感染症に対し、上記のレベル3に定めるWHOが感染拡大防止のために貿易・渡航制限を認める場合であって、現地の医療体制の脆弱性が明白である場合等。

11月1日からの出入国概要

日本への入国／再入国／帰国の際に利用可能な枠組み 令和2年11月1日時点



11月1日からの出入国概要

感染症危険情報と水際対策措置

令和2年10月30日
外務省

	カテゴリー	水際対策			
		出国前 検査証明 取得	入国時 検査	14日間 自主待機	公共交通 機関 不使用
レベル3	ミャンマー、 ヨルダン等 152か国・地域	日本人: × 外国人: ○	○	○	○
		ビジネス トラック	○ 注1	○	緩和
レベル2	韓国、 シンガポール、タイ、 台湾、中国、 ブルネイ、ベトナム、 豪州、NZなど、 レベル3以外の 国・地域	×	×	○	○
		ビジネス トラック	○ 注2	×	緩和

○=要 ×=不要

注1 日本居住者で渡航先滞在期間が14日以内の場合、出国前の検査は不要。

注2 日本居住者は渡航先滞在期間が7日以内の場合、帰国後の検査(自費)で代替可。

注意事項！！！！②！

- ▶ 「**監理団体や受け入れ企業が責任を持つ例外的な措置**」であることを理解しておく事

書類忘れ、誓約違反時には、受入企業・団体の名称の公表、本措置の利用禁止となる可能性があります。

誓約違反等が起こった場合は、当該企業・団体名が公表される他、本件措置の利用が今後認められない可能性があります

レジデンストラック レベル3

外国人レジデンストラック

	出国前
X国	■ 我が国在外公館にて査証等申請 (誓約書の提示を含む。)
	■ 14日間の健康モニタリング
	■ 検査証明の取得
	入国時
日本	■ 空港での検査
	■ 質問票 (健康状態等) の提出
	■ 誓約書の提出
	■ 検査証明の提出
	■ 接触確認アプリの導入等
	入国後
日本	■ 14日間の公共交通機関不使用
	■ 14日間の自宅待機
	■ 14日間の健康フォローアップ
	■ 14日間の位置情報の保存

マレーシア、ミャンマー、

国際的な人の往来再開に向けた段階的措置

(本邦入国/帰国の際に必要な手続・書類等について) 入国拒否対象地域に指定されている国・地域 (感染症危険情報レベル3)

https://www.mofa.go.jp/mofaj/ca/cp/page/25_002003.html

11月15日以降検査証明の提出がない場合は、上陸拒否となります。

レジデンストラック レベル2

外国人レジデンストラック

Y 国	出国前
	<ul style="list-style-type: none">■ 我が国在外公館にて査証等申請（誓約書の提示を含む。）■ 14日間の健康モニタリング

日本	入国時
	<ul style="list-style-type: none">■ 質問票（健康状態等）の提出■ 誓約書の提出■ （接触確認アプリの導入等(推奨)）
	入国後
	<ul style="list-style-type: none">■ 14日間の公共交通機関不使用■ 14日間の自宅等待機■ （14日間の健康フォローアップ(推奨)）■ （14日間の位置情報の保存(推奨)）

ベトナム、タイ、豪州、ニュー
ジーランド、カンボジア、シンガ
ポール、韓国、中国、香港、マカ
オ、ブルネイ、モンゴル、ラオス、
台湾

入国前、入国後
PCR検査が免除されます。

国際的な人の往来再開に 向けた段階的措置

（本邦入国／帰国の際に必要な手続・書類等
について）（入国拒否対象地域に指定されて
いる国・地域（感染症危険情報レベル2））

https://www.mofa.go.jp/mofaj/ca/cp/pa/ge25_002004.html

在外公館での査証発給等申請

外国人の方が利用される際の査証・再入国関連書類提出確認書の申請について

https://www.mofa.go.jp/mofaj/ca/fna/page22_003381.html

- ▶ コロナ規制前にVISAが発給されていても、申請が必要となります。

査証申請に必要な書類（新規申請）

※新規に就労・長期滞在目的の査証申請を行う方

- (ア) 査証申請書（顔写真添付）
- (イ) 旅券
- (ウ) 在留資格認定証明書
- (エ) **誓約書** 原本及び写しそれぞれ1通

誓約書

誓約書

<https://www.mofa.go.jp/mofaj/files/100110013.pdf>

- ▶ 十分に内容を確認して下さい。
- ▶ 受け入れ企業、監理団体、送り出し機関、本人、関係者全員に説明をし理解させて下さい。責任が追及される場合があります。受け入れ停止になる可能性があります。



受入企業・団体は、**原本を対象者の本邦入国後6週間保管し**、関係省庁から求めがあった場合には提出してください。

健康モニタリングの実施

- ▶ 日本入国前14日間モニタリングすること。
 - ▶ 検温すること。
 - ▶ 呼吸器症状がないか確認する事。
 - ▶ 倦怠感などコロナ感染症の症状がないか確認する事。

発熱や、症状が見られたら、日本への渡航は中止する事。



14日間のモニタリングの結果は、入国時に「質問票」に記入して提出します。

検査証明の取得

レベル3の国が対象 ミャンマー、マレーシア

- ▶ 搭乗予定**航空便の出発時刻前72時間**以内に「検査証明」を取得してください。
- ▶ **指定の検査機関**で検査を受けてください。
- ▶ **所定のフォーマット**を使用し、現地医療機関に記入及び署名を求めてください。

<https://www.mofa.go.jp/mofaj/files/100090266.docx>

民間医療保険への加入

- ▶ 入国時点で日本の公的保険制度（健康保険や国民健康保険）に加入していない場合、**民間医療保険に加入**して下さい。

※技能実習生の場合、事前加入は困難ですので、民間保険に加入して下さい。

加入例

<http://www.k-kenshu.co.jp/>

- ▶ JITCO外国人技能実習生総合保険
- ▶ JITCO特定技能外国人総合保険

※ JITCO保険は、出国時から保険の対象となります。

保険証券等を確認させていただくことがあります。また、入国時または入国直後に未加入であったことが発覚した場合には、「誓約書」違反となり、受け入れ企業・団体名の公表、本措置の利用禁止等の措置をとることがあります。

スマホ設定の確認 等

1. 厚生労働省指定の接触確認アプリ(COCOA)
入国後14日間はアプリを利用してください。

アプリ利用方法 (英語 ・ 日本語)

2. LINEアプリ

※受入れ団体の責任者が対応する事も可能です。

- ・ LINEを活用した健康フォローアップ

<https://www.vn.emb-japan.go.jp/files/100077513.pdf>

3. 地図アプリ (位置情報を保存可能なもの)

参考：設定方法

iPhone (日本語) (英語)

Google Maps app (日本語) (英語)

紙の質問票の記入

- ▶ 搭乗した機内で、「質問票」が配布されますので、記入方法等を、外国人に指導しておきましょう。
- ▶ 虚偽申告等も処罰が有りますので、正しく記入するように指導しておきましょう。

技能実習生用

「質問票（日本語）」 「質問票（英訳）」

➡ 空港の検疫所で提出します。

質問票について

- ▶ 航空機内で記入の「質問票」ですが、ネットワーク対応が開始されています。
- ▶ 日本語、英語、中国語、韓国語の対応となっています。
 - ▶ 空港でのチェックイン後の入力となります。
※座席番号の入力が有ります
 - ▶ 事前に紙の質問票に必要事項を記入して、本人に渡しておくことをお勧めします。それを見ながら入力するのが良いでしょう。

ネットによる質問票

<https://arqs-qa.followup.mhlw.go.jp/#/>

日本への入国

- ▶ 現時点で、レジデンストラックによる入国検疫が実施されて海外との航空便が運航されているのは3空港のみ。

成田国際空港

東京国際空港(羽田空港)

関西国際空港

※ 今後対象国拡大、定期航空便の増便に連れて、トランジット等も含めて、地方空港での運用も開始されると思われます。
正式な政府発表等をご確認ください。

空港でのPCR検査

レベル3の国が対象 ミャンマー、マレーシア

- ▶ 日本の空港において、PCR検査が実施されます。

空港の検疫官の指示に従ってください。

- ▶ 唾液による検査です。
- ▶ 結果が出るまで数時間待つことが有ります。
- ▶ 指示に従って、空港内で待ってください。

成田空港検疫所での抗原検査受診の手順

<https://www.youtube.com/watch?v=V797v48wrsU>

- ▶ 陽性の場合、入院又は宿泊施設等での療養となります。

空港の検疫官の指示に従ってください。

陰性

日本へ入国です。出迎えの人が出口で待っています。

宿泊施設までの移動

- ▶ **公共交通機関の利用は出来ません。**
鉄道、バス、タクシー、航空機（国内線）、旅客船等は**利用禁止**です。
- ▶ **自家用車、受入企業・団体所有車両、レンタカー、ハイヤー**を利用してください。
- ▶ 宿泊施設等の待機場所までの移動の途中で**公共施設の利用はしないでください。**



可能であれば、空港近くのホテルで2週間の待機をお勧めします。最もリスクの少ない方法だと思われます。

宿泊施設までの移動

▶ 出発・・・その前に・・・

スマホアプリを再確認しましょう。

空港内でトイレを済ませておきましょう。

健康状態を確認し把握しておきましょう。

マスクを持ってきていることを確認しておきましょう。

以降の食事の段取りを確認しておきましょう。

※不特定との接触禁止ですから外食は出来ません。

- 長時間のフライトで疲れています。
- 初めての海外で興奮しています。
- 長時間の入国検疫で疲れています。

しっかりと確認して、出発してください。

宿泊施設・待機施設

➡ 原則、個室での待機となります。

自宅、社宅、親戚の家、友人の家、マンスリーマンション、ご自身で予約したホテルなどが対象になります。一方で、ウィークリーマンションにつきましては、不特定多数の方に対して反復継続して行われるような事業にあたりますので、対象外としています。

(宿舎などのトイレやお風呂など、多数の人が共同で使用する場所がある施設は対象外)

個室、バス、トイレの個別管理等ができる施設を確保してください。
(個室の外にキッチンなどの共用スペースがある場合は、当該共用スペースは利用しないでください)。

水際対策の抜本的強化に関するQ&A

https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/kenkou_iryou/covid19_qa_kanrenkigyou_00001.html

宿泊施設・待機施設

- ▶ **外出はさせないでください。**
 - ▶ **不特定との接触は避けてください。**
 - ▶ **後日、位置情報や接触追跡アプリ等で、誓約書違反が見つかり、当該企業・団体名が公表され、今後外国人の受入れが、認められない可能性があります**
-
- **WIFIを確保してあげて下さい。**
 - **食事の段取りをしてあげて下さい。**
 - **洗濯の段取りも忘れないでください。**

宿泊施設からの外出

9/11厚生労働省に確認

- ① 14日間は外出をしないで下さい。
- ② 不特定との接触は避けてください。
- ③ 食事等は、ホテルのルームサービスや宅配等を利用するか、受入れ団体の職員の方が買い出し等で対応して下さい。

(例外的運用)

※ ③の対応がどうしても不可能である場合は、生命・健康に関わる事ですから、弁当の購入、テイクアウト等の購入に限り、十分な感染拡大防止策を取った上で、短時間での外出で対応したとしても、仕方ありません。

その場合でも、

- ・ **コンビニ、スーパー、テイクアウト店以外へは絶対に行かない事。**
- ・ **弁当等を購入したらすぐに宿泊施設へ戻る事。**
- ・ **マスクを着用する事**
- ・ **不特定との接触を避け、一定以上の距離を保つ事。**

を確実に実施していただくよう指導して下さい。

待機中の入国後講習

- **2週間の待機中に、リモートで入国後講習をすることは可能です。**
- **個室での待機が入国許可の条件ですから、絶対に、教室やその他の施設に実習生を集めないでください。**
- **テレビ会議システムを使って、講師と技能実習生が、同時に双方向で意思疎通する方法により実施してください。**
- **ビデオを流しただけでは講習とは認められません。**
- **実施方法、実施した事実が客観的に確認できるよう、講習記録と同時に録画しておきましょう。**
 - **講習カリキュラムは見直して確認してください。**
 - **技能実習計画と大きく変更となった場合は、実習機構に届け出ておきましょう。**

新型コロナウイルス感染症に関するよくあるご質問について Q7参照

<https://www.otit.go.jp/files/user/docs/201019-1%20%20.pdf>

技能実習生がレジデンストラックを利用して入国する場合に関するよくあるご質問について

Q3参照

<https://www.otit.go.jp/files/user/docs/201019-2.pdf>

レジデンストラックの費用負担

- ▶ 基本、入国に必要な手続き・費用ですので、受け入れ側で負担しましょう。 技能実習生から徴収しないように。
- ▶ 母国でのPCR検査費用も日本側で負担しましょう。

入国前に必要なPCR検査にかかる費用や、民間医療保険加入の費用、入国後の移動、14日間の待機期間中の食費等及び宿泊施設の確保に必要な費用は実習実施者が負担することが望ましく、**技能実習生本人に負担させるべきではありません。**

新型コロナウイルス感染症に関するよくあるご質問について Q3-3参照

<https://www.otit.go.jp/files/user/docs/201019-1%20%20.pdf>

技能実習生がレジデンストラックを利用して入国する場合に関するよくあるご質問について

Q4参照

<https://www.otit.go.jp/files/user/docs/201019-2.pdf>

レジデンストラック

例外的に出入国が認められた外国人について、
受入企業・団体が責任を持つ
制度である。

**誓約書違反等が起こった場合
企業・団体名が公表されます。
以後入国が認められなくなる
可能性があります。**

最新のリンク①

- ◆ 国際的な人の往来再開に向けた段階的措置について

https://www.mofa.go.jp/mofaj/ca/cp/page22_003380.html

- ◆ 日本への入国／再入国／帰国の際に利用可能な枠組み

<https://www.mofa.go.jp/mofaj/files/100109737.pdf>

- ◆ 国際的な人の往来再開に向けた段階的措置（外国人の方が利用される際の査証の申請等について）

https://www.mofa.go.jp/mofaj/ca/fna/page22_003381.html

- ◆ 新型コロナウイルス感染症に関する水際対策の強化に係る措置について

https://www.mofa.go.jp/mofaj/ca/fna/page4_005130.html

最新のリンク②

- ◆ 国際的な人の往来再開に向けた段階的措置（本邦入国／帰国の際に必要な
な手続・書類等について）（入国拒否対象地域に指定されている国・地
域（感染症危険情報レベル3））

https://www.mofa.go.jp/mofaj/ca/cp/page25_002003.html

- ◆ ビジネストラック・レジデストラック・全世界を対象とした新規入国
（本邦入国／帰国の際に必要な手続・書類等について）（入国拒否対象
地域に指定されていない国・地域（感染症危険情報レベル2））

https://www.mofa.go.jp/mofaj/ca/cp/page25_002004.html

- ◆ 感染症危険情報の変更及びそれに伴う水際措置等手続の変更について

https://www.mofa.go.jp/mofaj/press/release/press4_008919.html

最新のQ&A

◆ 10/30 厚労省 水際対策の抜本的強化に関するQ&A

https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/kenkou_iryuu/covid19_qa_kanrenkigyuu_00001.html

◆ 10/20 経産省 国際的な人の往来再開に向けた段階的措置についてQ&A

<https://www.meti.go.jp/covid-19/pdf/1020FAQ.pdf>

◆ 10/16 技能実習機構のレジデンストラック利用のQ&A

<https://www.otit.go.jp/files/user/docs/201019-2.pdf>

◆ 10/16 技能実習機構のコロナ対応に関するQ&A

https://www.otit.go.jp/files/user/docs/201019-1_.pdf

◆ 11/1 帰国された皆様へ

<https://www.mhlw.go.jp/content/000690419.pdf>

その他関連情報

- ◆ 日本在住のビジネス渡航者の14日間待機緩和（令和2年11月1日から開始）

<https://www.meti.go.jp/covid-19/pdf/taikikanwa.pdf>

- ビジネストラックの手続きについて(シンガポール・韓国)（10月20日時点）

<https://www.meti.go.jp/covid-19/pdf/1020bt2.pdf>

- レジデンストラックの手続きについて（10月20日時点）

<https://www.meti.go.jp/covid-19/pdf/1020Rt2.pdf>



補足

1. 入国が技能実習計画よりも3か月以上遅れた場合は、技能実習機構に、変更届が必要ですので、注意してください。 2020/09/16

<https://www.otit.go.jp/files/user/docs/200916-2.pdf>

その他の注意点

▶ 【雇用契約書の確認】

※VISA申請前に確認して下さいコロナで契約から数か月経過、10月になったので最低賃金等の確認が必要な場合があります。修正が必要な場合は適切に修正し母国語できっちり説明して本人の署名をもらっておきましょう。

▶ 【Forwarding Letter】

※緊急事態宣言前にVISA発給されていた人、申請していた人には「コロナを理由に雇用を破棄しません・・・」と言った事を記載した書類を求められる場合があります。相手国大使館にご確認ください。 ※ミャンマー、ネパールは必要でした。

▶ 【住民登録等に必要な委任状等】

住民登録や銀行口座開設の手続きなどは、「個室管理ができる施設で待機し、外出はせず、人との接触を可能な限り控え」に従い、必ず代理人等による手続きを実施してください。「委任状」が必要です。役場や銀行等に事前に確認して準備をしておいてください。

コロナリスク

母国で陰性、空港で陰性であっても、隔離期間中に発症する例も出てきています。最悪の事態をお考えの上、最善の対応をお取りになられることをお勧めします。感染者を責めたりしてはいけません。しっかりとリスクを認識して、対応策を準備しておいてください。

感染者は必ず発生します。感染を拡大させないように考えて対応しておく事が、最も大切なことなのです。

▶ 【送り出し国で・・・】

① 出国前14日間の健康モニタリングが義務付けられています。その間に、発熱や呼吸器症状、倦怠感等を含む新型コロナウイルス感染症の症状が認められる場合には、日本への渡航を中止しなければいけません。

② 出国前のPCR検査で陰性でなければ、出国は出来ません。(レベル3の国)

航空チケット、受け入れ施設・・・全ての予定が変更になります。キャンセル費用も発生する可能性があります。出国前も日本での待機期間同様に、HomeStayで3密を避ける事を指導してあげてください。日本へ出発する事が決まると、送別会や実家への帰宅、パーティ等も良くある話ですが、十分気を付けるように指導をしてください。

コロナリスク

▶ 【受入れ担当者】

空港への出迎え以降、感染者との接触が最も多いと思われるので、PCR検査の実施、そして陰性だとしても自宅待機の指示が出ると思われる。受け入れ企業や監理団体としても、担当者が確実に非感染陰性と判明するまでは、入社して欲しくないと思います。業務が停滞する覚悟はしておいてください。もしも感染していた場合、その家族や受け入れ団体・監理団体・登録支援機関の職員にまで範囲は拡大しますので、そのリスクもしっかりと検討しておいてください。業務が止まってしまう事も考えられます。

▶ 【感染者】

過去の行動歴、接触者等の情報の確認がされますので、入国前2週間、入国後2週間の記録をしっかりと残すように指導しておきましょう。スマホ記録の提供を拒んだり、記録してなかった場合、誓約書違反になる事を本人も、受け入れ団体もしっかりと理解しておいてください。

症状によって、入院、隔離施設、自宅待機等の指示が出ますから、指示に従ってください。その後陰性の確認がされるまで自由な行動は出来ませんので、当初のスケジュールは完全に変更となりますのでご注意ください。

コロナリスク

▶ 【待機施設】

感染者数にもよりますが、使用していた部屋は、封鎖して消毒が実施されると考えられます。場合によっては施設全体の封鎖や消毒も考えられますので、ご注意ください。

▶ 政府の発表や誓約書に書いてある事項を確認して、しっかりと順守してください。相部屋させたり、外出せたり、共用スペースを利用させたり、絶対にしないでください。

▶ 感染者が発生したら調査されて、違法行為は、確実にばれてしまうとお考えて下さい。違法行為がばれないように、外国人の若者に口止めしたり、口裏を合わせるように指示を出す方もいらっしゃいますが、「日本人はルールを守っていたのに、なんだ自分たちの国よりも嘘つきの国なんだ」なんて理解をされています。そんな恥ずべき行為は絶対になさらないように、、、仕事を始めても、その子たちは会社のルールを守らないかもしれませんよ・・・よく考えて行動されてください。

コロナリスク

▶ 【保健所からの消毒命令】

保健所が疫学調査を行い、感染拡大のおそれがある施設に対して消毒を指示します。

消毒を実施するのは・・・

- (1) その場を管理している管理者が消毒する。
- (2) 管理者から消毒業者へ消毒を依頼する。

いずれにしても、自己負担です。お金はかかります。

感染が判明してからの消毒実施の流れ

<http://osamu9.wp.xdomain.jp/wp-content/uploads/2020/10/0630flow.pdf>

コロナリスク

- ▶ 空港の検疫で陽性となった実習生も発生しています。
- ▶ 母国でも空港でも陰性であるのに、待機期間中に発症して陽性となった技能実習生もいます。
- ▶ 空港での検疫で、通訳がない場合があるとの情報です、「あなたは陽性です、今から貴方を隔離します」と言われても理解できない実習生も居ますから。不安にならないように母国で出発する前に、↓次のような物を持たせてあげてください。

新型コロナウイルス対応 指さし会話

<https://www.yubisashi.com/covid19/>

技能実習関係

▶ 【費用負担】

機構よりの通達は「入国前に必要なPCR検査にかかる費用や、民間医療保険加入の費用、入国後の移動、14日間の待機期間中の食費等及び宿泊施設の確保に必要な費用は実習実施者が負担することが望ましく、技能実習生本人に負担させるべきではありません。」

入国に必要な手続き・費用ですので、受け入れ側で負担しましょう。技能実習生から徴収しないようにしてください。母国でのPCR検査費用も日本側で負担しましょう。航空チケットは当然日本側負担ですよ。

▶ 【入国後講習】

2週間の待機中に、リモートで入国後講習をすることは可能です。教室やその他の施設に実習生を集めて講習は、絶対に実施しないでください。個室での待機です。リモートでの講習の記録をしっかりと取っておいてください。

▶ 【技能実習計画の軽微変更届】

入国予定日が大きく変更になった場合、実習機構に届け出が必要となります。必ず確認してください。

<https://www.otit.go.jp/files/user/docs/200916-2.pdf>